

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
目次	目次

第1章 総則

(省略)

第2章 課税価格、税率及び控除

(省略)

第3章 財産の評価

(省略)

第4章 申告及び納付

(省略)

第5章 更正及び決定

(省略)

第6章 延納及び物納

(省略)

第7章 雜則

(省略)

第1章 総則

(同左)

第2章 課税価格、税率及び控除

(同左)

第3章 財産の評価

(同左)

第4章 申告及び納付

(同左)

第5章 更正及び決定

(同左)

第6章 延納及び物納

(同左)

第7章 雜則

(同左)

改 正 後	改 正 前
第2章 課税価格、税率及び控除	第2章 課税価格、税率及び控除
第21条の6((贈与税の配偶者控除))関係	第21条の6((贈与税の配偶者控除))関係
(信託財産である居住用不動産についての贈与税の配偶者控除の適用)	(信託財産である居住用不動産についての贈与税の配偶者控除の適用)
21の6—9 受贈配偶者の取得した信託に関する権利（法第9条の2第6項ただし書に規定する信託に関する権利及び法第9条の4第1項又は第2項の規定により贈与により取得したものとみなされる信託に関する権利を除く。）で、当該信託の信託財産に属する資産が次に掲げるいずれかのものである場合には、当該信託に関する権利（次に掲げるいずれかのものに対応する部分に限る。）は、居住用不動産に該当することに留意する。	21の6—9 受贈配偶者の取得した信託に関する権利（法第9条の2第6項ただし書に規定する信託に関する権利及び法第9条の4第1項又は第2項の規定により贈与により取得したものとみなされる信託に関する権利を除く。）で、当該信託の信託財産に属する資産が次に掲げるいずれかのものである場合には、当該信託に関する権利（次に掲げるいずれかのものに対応する部分に限る。）は、居住用不動産に該当することに留意する。
(1) 当該信託の信託財産に属する土地等又は家屋が居住用不動産に該当するもの	(1) 当該信託の信託財産に属する土地等又は家屋が居住用不動産に該当するもの
(2) 当該信託の委託者である受贈配偶者が信託した金銭により、当該信託の受託者が、信託財産として取得した土地等又は家屋（当該信託の委託者である受贈配偶者が信託した金銭（法第21条の6第1項に規定する配偶者から贈与により取得した金銭に限る。）により取得したもので、かつ、当該金銭に対応する部分に限る。）が居住用不動産に該当するもの	(2) 当該信託の委託者である受贈配偶者が信託した金銭により、当該信託の受託者が、信託財産として取得した土地等又は家屋（当該信託の委託者である受贈配偶者が信託した金銭（法第21条の6第1項に規定する配偶者から贈与により取得した金銭に限る。）により取得したもので、かつ、当該金銭に対応する部分に限る。）が居住用不動産に該当するもの
この場合において、受贈配偶者が、法第21条の6第2項の規定により贈与税の申告書に添付すべき法施行規則第9条第2号に掲げる居住用不動産に関する登記事項証明書その他の書類で当該贈与を受けた者が当該居住用不動産を取得したことを証するものについては、上記(1)の場合には、当該土地等又は家屋に係る信託目録が含まれた登記事項証明書その他の書類で不動産登記法（平成16年法律第123号）第97条第1項各号に掲げる事項を明らかにするもの、上記(2)の場合には、当該信託の受託者が信託財産として当該土地又は家屋を取得したことを明らかにするものが必要であることに留意する。	この場合において、受贈配偶者が、法第21条の6第2項の規定により贈与税の申告書に添付すべき法施行規則第9条第2号に掲げる居住用不動産に関する登記事項証明書については、当該土地等又は家屋に係る信託目録が含まれたものが必要であることに留意する。
(住所又は居所を証する書類)	(住所又は居所を証する書類)
21の9—5 相続時精算課税選択届出書に添付しなければならないとされている法施行規則第11条第1項第2号に規定する贈与をした者の60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類は、当該贈与をした者に係る平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類に代えることができるのであるから留意する。	21の9—5 相続時精算課税選択届出書に添付しなければならないとされている法規則第11条第1項第1号に規定する相続時精算課税選択届出書を提出する者の20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類は、当該提出する者に係る平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類に、また、同項第2号に規定する贈与をした者の60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類は、当該贈与をした者に係る平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類にそれぞれ代えることができるのであるから留意する。
(注)1 法施行規則第11条第2項に規定する住所又は居所を証する書類についても上記と同様であることに留意する。	(注) 法規則第11条第2項に規定する住所又は居所を証する書類についても上記と同様であることに留意する。

改 正 後	改 正 前
<p>2 相続税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年財令第24号）附則第2条第2項後段の規定により、相続時精算課税選択届出書の提出をする者が、平成27年1月1日において20歳以上である場合には、当該提出する者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類の添付が必要であることに留意する。この場合において、当該書類は当該提出をする者に係る平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類に代えることができることに留意する。</p>	